平成２８年（フ）第１８３３号
札幌市白石区川下577番地９　ぽだい樹
債務者　佐藤　　勉
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８７４号
札幌市南区常盤５条２丁目102番地15
債務者　上居　　元
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３６号
群馬県太田市富沢町383番地　富沢市営住宅８－14号、前住所群馬県太田市大原町2177番地140　サンハイツ205号
債務者　長瀬　裕昭
1　決定年月日時　平成28年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１４３号
群馬県太田市牛沢町153番地１　354コーポ106号
債務者　徳山昌寿こと　卞　　昌寿
1　決定年月日時　平成28年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１０６７号
埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲968番地４、破産申立時の住所埼玉県朝霞市宮戸２丁目４番53号コーポラス宮戸２－Ｂ
債務者　落合佐智子
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３７３号
さいたま市緑区大字三室1157番地９　カーサ前原Ａ201
債務者　佐藤　芳江
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５３０号
埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松２丁目９番29号メゾンファミール201
債務者　吉田　浩之
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５４６号
埼玉県越谷市大沢２丁目１番33号
債務者　田口亜貴子
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６１５号
埼玉県八潮市大字古新田28番地２　プレザントⅡ102号
債務者　二ノ方京介
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４２５号
（住民票上の住所）埼玉県飯能市大字中藤下郷23番地234
債務者　結城　直美
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５２２号
埼玉県富士見市水谷１丁目10番地12　レスポワール東みずほ台Ⅱ　406
債務者　森　　照美
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２９６号
埼玉県熊谷市西野370番地
債務者　塚田　悠太
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３３１号
静岡県伊豆の国市小坂632番地の１　小坂コーポ　203号
債務者　加来　信長
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３４４号
静岡県御殿場市川島田1396番地の５
債務者　柳原紗矢子
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第９８２号
京都市伏見区醍醐大構町28番地３　サンフラワー醍醐401号
債務者　山田ますみ
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１００１号
京都市南区上鳥羽角田町76番地　ラティス上鳥羽801号室
債務者　土居　祐子
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係